

【社名】 『神名帳』には、「久々都比賣（ク、ツヒメ）神社」、『大神宮式』には、「久具都比賣社」、『齋宮式』には、「久久都比女社」と記してゐる。又、『皇大神宮儀式帳』には、「久具神社」とあり、『二宮管社沿革考』『神名秘書』には、「久具都比賣社」、『倭姫命世記』には、「久求社」、『攝末古今次第』『神宮別宮以下攝末社由緒取調書』等に、「久具都比賣神社」と見える。

『大神宮儀式解』では、「久具は玖寓とよむべし、（中略）地名を社號とす。（中略）久具の名義思得ず」とある。土地の人々には、「クグツヒメさん」と呼ばれてゐる。【所在】 『大神宮儀式解』には、「當社は城田郷久具村にて宮川の岸にあり。」と見える。

『皇大神宮儀式帳』には、「隨<sub>ニ</sub>破壊之時、國郡司以<sub>ニ</sub>正税、修造如<sub>レ</sub>件」とあり、『大神宮式』には、宮司修理の社として規定されてゐたが、この規定も時代の變遷と共に崩れ、中世に至つて殿舎頽廢して、社地も不明となつた。正宮の遷宮も復興され、攝末社の再興に取りかかりはじめた寛文三年（一六六三）大宮司大中臣<sub>河邊</sub>精長の時に、諸社の舊地を踏査し、社地を選定し、同年九月八日に社地を造營し、十二月十二日には神遷が行なはれた。更に、元祿五年（一六九二）大宮司大中臣<sub>河邊</sub>長春の時に造替が行なはれる

べく、十月七日に社殿が造營され、元祿七年（一六九四）長春の兄大宮司房長の時、二月十八日に神遷が行なはれた。

この社地について、『神宮典略』では、「北西には宮川あり、東に久具川あれば、古記の文に叶へり」とあり、又『二宮管社沿革考』には、『攝社再興記』を参照して、「地勢ヲ察ルニ古風存シテ實ニ不易ノ舊蹤ナリ。」とあり、舊地であるに疑ひない。

『神宮大綱』には、「度會郡内城田村大字上久具」と鎮座地名を記してゐる。

現在の地名は、度會郡度會町上久具字久具都裏。JR伊勢市驛より縣道三八號線を通つて約一二・五キロメートル。上田口行三交バスにて内城田小學校前にて下車し、宮川の對岸より上久具渡舟にて宮川を渡ると久具都比賣神社の裏手に出る。この付近は風光明媚で、四季折々に人の目を樂しませてくれるが、宮川の水位の増減が激しく、社殿の近くまで増水し、渡し舟を利用して通勤通學する人達を困らせる事が暫々あつた爲、渡しの數十メートル上流に架橋工事が進められてをり、數年後に完成を豫定してをり、縣下唯一の渡しも廢止となる。

尙、川は現在社殿の裏側（北側）を流れてゐるが、以前は架橋豫定地の邊より社殿の正面の方へ回り、そして下流

へと回つてゐたといふ古老の言ひ傳へが存在する。現在、社殿の東北より宮川の支流の小さな川が流れてゐるが、その川に關りあらうか。

【祭神】 『皇大神宮儀式帳』に

稱三水上神御子、久々都比女命、又久々都比古命。形石坐。

と見える。

『神名秘書』には、「大水上神御子」と記し、『神宮典略』『攝末古今次第』『神宮大綱』には「久々都比古命、久々都比女命」、「神宮別宮以下攝末社由緒取調書」『皇大神宮別宮以下攝末社由緒取調書』には、「久求都比賣命、久求都比古命」と見え、二神の神名は明らかである。

『大神宮儀式解』には、「(前略)久々都比女命、久々は地名、都は例の助辭、比女は女の稱なり。(中略)此神昔より此地を領きたまひし歟。又他の功ありて定祝しにや。久々都比古命の名義右に同じ。比古は男子の稱なり。彥神を先とし、次に姫神を擧ぐべきに、姫神を先とし、彥神を次とするは、當社を定祝たるは姫神の功もてなり。その姫神に縁あるまゝに、彥神を祭りそへたるなればなるべし。」と説明してゐる。

又、『皇大神宮儀式帳』には、「正殿三字」とあり、一

た。

更に、七月には皇大神宮に於いて、日祈内人が一日より月末まで朝夕、雨・風・旱の災いとどめようといふ祈念が行なはれてゐたが、當社に於いてもこの時に絹・木綿・麻を頒ち得てゐた。

『大神宮式』によれば、

凡毎年七月。日祈内人爲<sub>レ</sub>祈<sub>二</sub>平風雨<sub>一</sub>所<sub>レ</sub>須絹四丈。

大神宮五尺。度會宮五尺。荒祭宮。月読宮。荒御玉。伊佐奈夜。伊佐奈彌。瀧原。小朝熊。多賀。久具。風神已上十座各三尺。木綿。麻各十五斤五兩六分。 大神宮三斤。度會宮二斤。十座神四斤。度並神會郡神座六斤五兩六分。各二兩二分。

宮司充<sub>レ</sub>之。

とあり、絹三尺、木綿・麻各四斤を祭料として頒たれ、祭祀が行なはれてゐた。

又、造替・修繕は、『大神宮式』にて宮司修理の社として規定されてゐたが、中世殿舎頽廢し、後復興され、明治の神宮御改正より神宮司廳造替の社となつた。

現在は皇大神宮の攝社として、歳旦祭以下諸祭は諸攝末社と同様、皇大神宮五丈殿に於いて遙祀されるが、特に神嘗祭をはじめ新年祭、六月・十二月の月次祭、新嘗祭及び臨時祭の時には神職が社頭へ参向して、御饌・奉幣を奉仕してゐる。

尙、神宮の攝末社には、神明奉護等の爲に「祝部」とい

宇の祭神が明記されてゐる史料はないが、『大神宮儀式解』では、「正殿三區の中一區は久々都比女命御形を齋ひ、一區は久々都比古命を齋ひ、又一區は前社にて、右の神の御蔭を祭奉る歟。又此神に由縁ある神を齋奉る歟。」と考證してゐる。

『神三郡神社參詣記』には、「久具都彥命、久具都姫命、外祭神山神あり」として、一區の神を山神としてゐる。

【由緒】 『皇大神宮儀式帳』に、「倭姫内親王定祝」と記されてゐる。又、『倭姫命世記』(垂仁天皇廿五年春三月條)に次のやうに見える。

(前略) 從<sub>二</sub>其處<sub>一</sub>幸行<sub>レ</sub>久求都彥參相<sub>レ</sub>。汝國名何問給<sub>支</sub>。白<sub>久</sub>。久求小野白<sub>支</sub>。倭姫命詔<sub>久</sub>。御宮處<sub>支</sub>久求小野<sub>止</sub>號給<sub>是</sub>。其處<sub>亦</sub>久求社定賜。(後略)

つまり、倭姫命が天照大御神を戴奉りて幸行し、この年飯野より伊蘇、狹田(現玉城町)、坂手(同上)を経て、現在の瀧原宮より宮川を遡り行く時、久求の地に到り、久求都彥の白す久求小野に久求社を定めたのが當社のことである。

【祭祀】 『大神宮式』に、「預<sub>三</sub>新年祭神嘗祭<sub>一</sub>。」とあり、新年祭には、「絹三尺。木綿。麻各二兩二分」を、又、神嘗祭には「調荷前絹一疋一丈二尺」を、諸社と共に預つ

ふ職掌が置かれてゐる。現在は神宮司廳より任命を受けてゐるが、『皇大神宮儀式帳』によれば、

以前祝部等太神宮司占食定任之狀移送伊勢國司之とあり、國司より任命を受け、雜遘免除の待遇が與へられてゐた。寛文の再興後は古を鑑み、舊家の者、若しくは適任者を選び任ぜられてゐた。

【境内地】 當社の境内は、宮川の中流右岸に位置し、大小さまざまな樹木で小さな森を成してゐる。昭和五十五年の神宮司廳營林部の調査によると、スギ・ヒノキ・クスノキの大木と、イチイガシ・アラカシを混交し、常緑廣葉樹、落葉廣葉樹の小木がこれに交えてゐる。特にスギ・クスノキの美事な巨木が數本立つてゐる。又、參道には苔が青々と生えてゐる。

社殿の裏手、宮川に接して大きな岩がいくつもあつた。村の古老(上久具渡しの船頭・平成元年にて七年目)の話では、その中でもひとつ、大きく立つてゐる岩を「オヒメイワ」と呼んでゐる。そしてその岩の下には湧水があり、何かある時には井戸としてここより水を汲んださうである。又、岩と社殿の間に小さな池があり、ここでクグツヒメが行水したのであらうといふ話を話してゐた。(平成元年三月二十五日)

尙『皇大神宮儀式帳』には、「四至。東西北大」とあり、前述の如く土地の古老の申す通りの宮川の流れてあれば、現在の地が舊地である事に相違ない。

域内面積は、三、〇〇四平方メートルである。

【社殿】『皇大神宮儀式帳』には、

正殿參宇。長四尺。廣三尺。高六尺。

玉垣壹重。四方各二丈。

と見える。

寛文三年の再興の時には、長四尺六寸、弘三尺、高六尺の一字で、他の二字は造營されなかつた。

『大神宮儀式解』には、「(前略)當社千木堅魚木已下宮殿の制、古も今の如く造奉しならん。(中略)今世正殿一字、長五尺、弘三尺五寸、高九尺七寸、板葺、千木四枚、堅魚木四枚あり。件の一字に右の神々を齋奉り、残る二字は造奉らず。」と説明してゐる。

現在、正殿は、行六尺・妻四尺、高七尺八寸の神明造、板葺である。その他、玉垣御門、玉垣一重、鳥居が附屬する。そして隣には遷座の爲の御敷地がある。又、残る二字の社殿の造營はされずに、一殿に御同座になつてゐる。

造營、大修繕は神宮司廳により執り行なはれ、最近では昭和三十年十一月に造替され、昭和五十四年五月に大修繕

が行なはれた。

【祭祀遺跡】社殿の南側に遺跡が發掘され、森添遺跡と呼ばれてゐる。この遺跡は、久具都比賣橋を架けるに當たり、以前より石鏃や土器片などが散布し石棒なども採集されてゐた爲、昭和六十一年七月より度會町遺跡調査會が町教育委員會の委託を受けて實施したものである。尙、調査報告書『森添遺跡發掘調査概報』『同Ⅰ』(度會町遺跡調査會發行)がある。

その他、『三重縣埋藏文化財包藏地一覽(Ⅰ)』(昭和三十年刊行)にも上久具遺跡として登載されてゐる。

(齊藤郁雄)